

平成25年度採用 大学院奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

(「スカラネット入力下書き用紙」在中)

無利子貸与奨学金
第一種奨学金

定期採用 緊急採用

有利子貸与奨学金
第二種奨学金

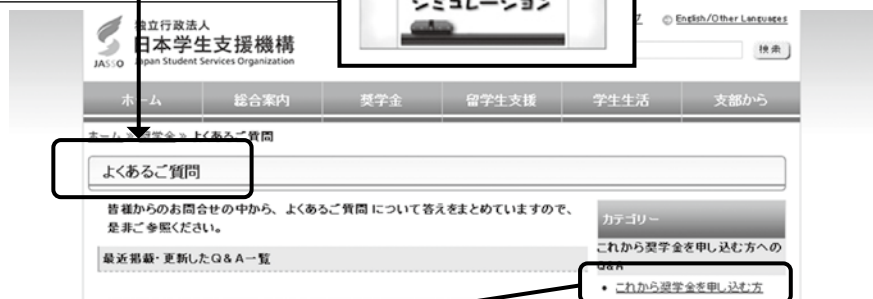
入学時特別増額貸与奨学金
定期採用 応急採用

日本学生支援機構と奨学生のみなさんとの連絡は学校を通じて行われますが、日本学生支援機構のホームページにおいても情報を提供していますので、活用してください。

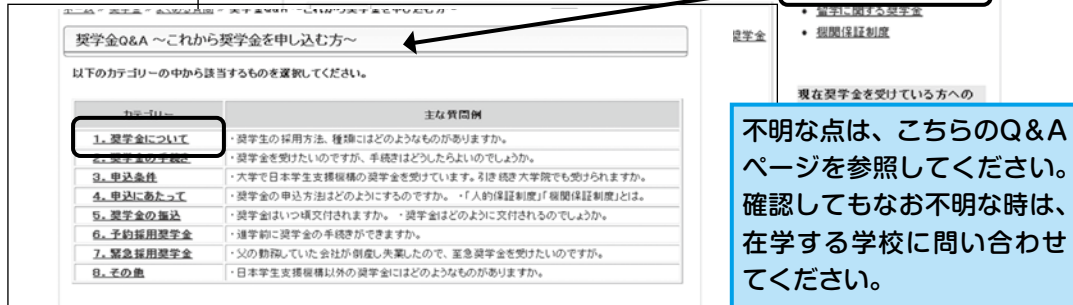
ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>



詳細についてはこの冊子の22ページをご覧ください。



不明な点は、こちらのQ&Aページを参照してください。確認してもなお不明な時は、在学する学校に問い合わせてください。



カテゴリ	主な質問例
1. 奨学金について	・奨学生の採用方法、種類にどのようなものがありますか。 ・奨学金を受けたいのですが、手続きはどのようになりますか。
2. 奨学金の条件	・大学で日本学生支援機構の奨学金を受けています。引き続き大学院でも受けられますか。
3. 申込条件	・奨学金の申込方法はどのようになりますか。・「人的保証制度」「機関保証制度」とは。
4. 申込にあたって	・奨学金はいつ頃交付されますか。・奨学金はどのように交付されるのでしょうか。
5. 奨学金の振込	・進学時に奨学金の手続きができますか。
6. 予約採用奨学金	・父の勤続していた会社が倒産し失業したので、緊急奨学金を受けたいのですが。
7. 緊急採用奨学金	・日本学生支援機構以外の奨学金にどのようなものがありますか。
8. その他	

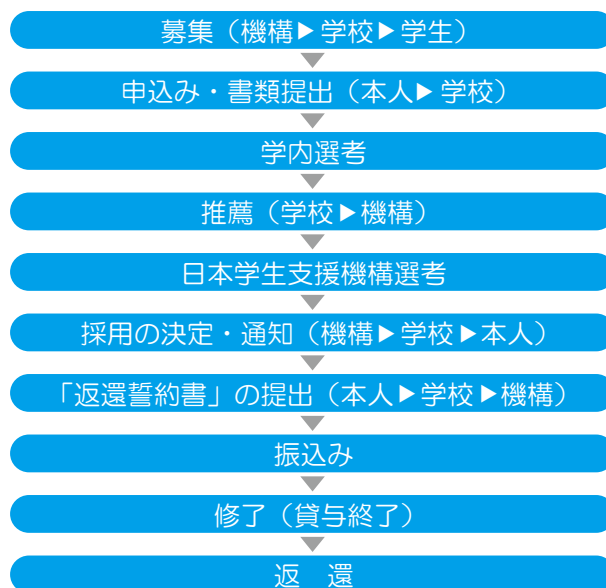
目次

	ページ		ページ
第1部 日本学生支援機構の奨学金について	3	第3部 申込みにあたって	14
Ⅰ. 大学院の奨学金の概要	3	Ⅰ. 提出書類【提出のない人は申込みが できません。】	14
1. 奨学金の種類と貸与期間	3	1. 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する 同意書	14
2. 貸与月額と選択	6	2. 収入に関する証明書類	14
3. 保証制度	6	3. その他学校が指定する書類	14
4. 利率の算定方法	6	Ⅱ. 収入に関する「スカラネット入力下書き 用紙」の記入要領	15
5. 個人信用情報機関への登録	6	Ⅲ. スカラネットによる申込み	16
Ⅱ. 奨学金の申込み	7	1. スカラネット入力に関する注意事項	16
1. 申込資格	7	2. スカラネット用ホームページへアクセス (接続)	16
2. 申込基準	7	Ⅳ. 関係資料等	19
3. 保証制度の選択	8	資料1 スカラネットの文字入力と奨学金 申込情報について	19
4. 機関保証制度について	9	資料2 入学時特別増額貸与奨学金について	20
5. 利率の算定方法の選択	9	資料3 第二種奨学金（入学時特別増額貸与 奨学金を含む）の利率の算定方法	20
6. 個人信用情報機関の利用と 登録等についての同意	10	資料4 奨学金の返還（月賦返還の例）	21
第2部 申込みから返還までの流れ	11	資料5 機関保証制度の仕組み	23
Ⅰ. 申込手順	11	資料6 機関保証制度の保証料（目安）	24
Ⅱ. 採用時の手続き	11	資料7 機関保証制度の「保証委託約款」	26
1. 採用決定	11	資料8 個人信用情報の取扱いに関する同意条項	27
2. 「奨学生証」・「返還誓約書」等の交付	11		
3. 「返還誓約書」の提出	12		
Ⅲ. 貸与を受けている間の注意事項	12		
Ⅳ. 貸与終了後の返還	13		
1. 貸与終了時の手続き	13		
2. 奨学金の返還	13		

◆「スカラネット入力下書き用紙」は14～15ページの間挟み込んでいます。

★奨学金の申込みは、在学の学校の奨学金担当窓口（以下「学校」という）を通して行います。

奨学金申込みから採用後までの流れ



※「緊急採用（無利子）」、「応急採用（有利子）」は随時申込みができます。

第1部 日本学生支援機構の奨学金について

日本学生支援機構（以下「機構」という）は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生及び生徒（以下「学生」という）に対し、学資として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですから返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。返還は貸与終了後から始まります。返還が滞ると、法的手続により返還が終わっていない全額と延滞金等を一括で返していただくことになります。

なお、返還中に病気・失業などで、返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。

機構が貸与する奨学金には次の種類があります（下表を参照）。

1. 第一種奨学金（無利子で貸与されます）
2. 第二種奨学金（有利子で貸与されます）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（入学時または編入学時のみ。有利子で貸与されます）

貸与を受けようとする学生は、あなたの家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

申込みに基づいて選考を行い、採用の可否を決定し、結果を学校から通知します。

I. 大学院の奨学金の概要

機構では、平成25年度に国内の大学院に在学している人を対象に奨学金の募集をします。希望者は、この冊子をよく読んで申し込んでください。

1. 奨学金の種類と貸与期間

奨学金は次の3種類です。

奨学金の種類	採用の種類	募集時期	年次	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金 【無利子】	定期採用	4月	全学年	平成25年4月	当該課程の標準修業年限が終了する月
	緊急採用	随時		家計急変の事由が発生した月以降（入学した月を限度として遡及可）	平成26年3月（期間内に願い出た場合は翌年度末までとし、標準修業年限が終了する月を限度として毎年継続手続き可）
第二種奨学金 【有利子】	定期採用	4月	全学年	平成25年4～9月の間で希望する月	当該課程の標準修業年限が終了する月
	応急採用	随時		平成25年4月～平成26年3月の間で希望する月（入学した月を限度として家計急変事由の発生した月まで遡及可）	
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	定期採用 緊急・応急採用	第一種、第二種の申込時	1年次、編入学年次	振込みは1回	

（注）入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

(1) 採用の種類

「定期採用」「緊急・応急採用」の2つがあり、募集時期が異なります。

①定期採用

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めています。

②緊急採用・応急採用

家計支持者（本人。配偶者があるときは本人及びその配偶者）等の失業、破産、事故、病気もしくは死亡等または火災、風水害等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時奨学生の募集を行っていますので学校に相談してください（ただし、家計が急変してから12ヶ月以内に申し込む必要があります）。

（注）緊急採用は、第一種奨学金（無利子）への採用、応急採用は、第二種奨学金（有利子）への採用です。

(2) 奨学金の種類（貸与月額は6ページ参照）

<p>①第一種奨学金</p> <p>ア. 利 息：無利息</p> <p>イ. 選 考：大学・大学院での成績が特に優れ、将来研究者として活動を行い、またはその他の高度の研究能力を備えていると認められる学生で経済的理由により修学困難な人に貸与します。</p> <p>ウ. 貸与月額：課程別（修士・博士前期（専門職大学院の課程を含む）、法科大学院、博士後期博士医・歯・獣医・薬学）、入学年度別に定められた月額から選択します。</p> <p>（注）第一種奨学金には特に優れた業績による返還免除制度があります（13ページ参照）。</p>
<p>②第二種奨学金</p> <p>ア. 利 息：利息付 利率の算定方法として、「利率固定方式」または「利率見直し方式」の2つの方式があります。いずれの方式も、利率は年3.0%が上限です。6ページ「4. 利率の算定方法」をご覧ください。</p> <p>イ. 選 考：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された人に貸与します。</p> <p>ウ. 貸与月額：本人が5種類の貸与月額から自由に選択できます。 また、法科大学院において15万円を選択した場合、希望により、4万円または7万円の増額（増額月額）が可能です。</p>
<p>③入学時特別増額貸与奨学金（一時金）</p> <p>第1学年において入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により、原則貸与月額の初回振込時に一時金の貸与を受けることができます。編入学生の場合は、編入年月を貸与始期とする人のみです。</p> <p>第一種奨学金、第二種奨学金の併用貸与を希望し、併せて入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、すべての貸与始期を入学（編入学）年月とする必要があります。</p> <p>入学時特別増額貸与奨学金の申込みは入学（編入学）時の1回に限ります。また、入学時特別増額貸与奨学金のみを申し込むことはできません。</p> <p>ア. 利 息：利息付</p> <p>イ. 選 考：第一種・第二種奨学金と併せて選考されます。</p> <p>ウ. 貸与金額：本人が5種類の金額から自由に選択できます。</p>

重 要

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の国の教育ローンに申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。

申込みを行い、公庫の審査の結果、融資を断られた場合（年間収入（所得）金額が公庫の定める金額を超えているかまたは、公庫への借入申込金額が上限額300万円を超えている場合を除く）のみ、機構の入学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。貸与を受ける場合には、機構が定める書類を学校へ提出する必要があります。

※機構が定める要件に合致する場合は、これらの書類の提出は免除されます。入学時特別増額貸与奨学金について、詳しくは20ページ [資料2] をご覧ください。

(3) 貸与期間

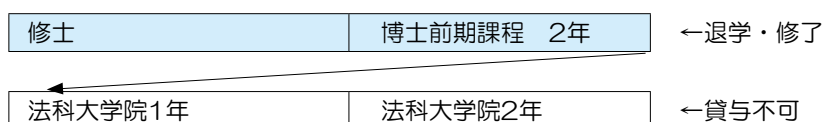
3ページの表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同一区分（下表参照）で新たに第一種奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。詳しくは、学校に確認してください。

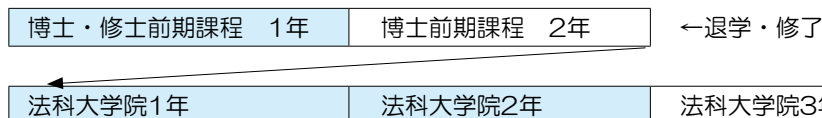
[大学院の課程の区分]

区 分	左の区分に含まれる課程等
修士課程担当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程担当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・獣医・薬学課程、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・獣医・薬学課程として取扱います。

（例1：修士・博士前期課程で全在学期間貸与を受けた人が、法科大学院（2年課程）に入学した場合）



（例2：修士・博士前期課程で1年間貸与を受けた人が、法科大学院（3年課程）に入学した場合）



※現在在学する学校での標準修業年限（3年）－既貸与期間（1年）＝現在在学する学校での貸与可能期間（2年）。

（注）長期履修学生

学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下の取扱いとなります。

①第一種奨学金は、その在学期間にかかわらず、通常課程の標準修業年限に該当する期間を最長とします。

②第二種奨学金は、「長期履修課程の修業年限の終期」までを最長として、本人が申し出た期間内で奨学金の貸与が認められます。ただし、修業年限が「最長〇年まで」と定められている課程においては、「入学時において学校と学生が取り決めた修業年限の終期」までを最長として奨学金の貸与が認められます。

※詳しくは学校に確認してください。

2. 貸与月額と選択

(1) 貸与月額

(平成25年度入学者)

奨学金の種類	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程
①第一種奨学金	50,000円または88,000円	80,000円または122,000円
②第二種奨学金	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円	
	●上記5種類の月額から選択できます。 ●法科大学院において15万円を選択した場合、4万円または7万円の増額貸与を受け ることができます。	
③入学時特別 増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円	
	●上記5種類の中から選択できます(入学時1回のみ)の貸与金額。	

(注1) 奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座(学生本人名義に限る)に、原則として1ヶ月分ずつ振り込まれます。

(注2) 一貫制博士課程は、修士・博士前期、博士・博士後期課程に準じます。

(注3) 併用貸与について

経済状況等により、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。この場合は、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、年収・所得額の上限について第一種奨学金よりさらに低い家計基準が適用されます。

併用貸与は、貸与総額(返還総額)が多額になりますので、申し込むかどうか、及び第二種奨学金の月額については、修了後返還する場合のことを考えて慎重に選択してください。

(2) 貸与月額の選択

(1)の表の中の金額から選択してください。選択するにあたっては、返還時の負担(あなたの将来の収入からの返還です)を考え、必要最小限の金額を選択してください。貸与額とそれに応じた返還金額(返還例)については、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができますので、ぜひ確認してください(22ページ参照)。

貸与が開始した後においても、一定の手続きにより貸与月額を変更できますが、入学時特別増額貸与奨学金の金額は、申込時に選択した金額となります。

3. 保証制度

貸与を受けた奨学金の返還について、①貸与を受ける本人が連帯保証人等を引き受けてくれる人を探してお願いするか、②保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という)の連帯保証を受ける必要があります。連帯保証人等を探してその人の保証を受けることを「人的保証」、保証機関の保証を受けることを「機関保証」と言います。

保証は返還にあたって非常に重要ですので、8ページ「3. 保証制度の選択」の説明をよく読んでどちらにするか決めてください。

4. 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、いずれの方式も、利率に上限があります。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

実際の利率及び割賦金は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替(リレー口座)加入通知」でお知らせします。また、機構のホームページにも利率を掲載します。利率の算定方法・上限の詳細は、20ページ「資料3」をご覧ください。

5. 個人信用情報機関への登録

返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていることが個人信用情報機関に登録されます(10ページ参照)。

奨学金の貸与を申し込む時に、個人信用情報機関の利用と登録等について同意する必要があります。

この冊子では、定期採用を中心に説明します。

Ⅱ. 奨学金の申込み

学校の選考委員会等が人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。基準を満たしていても、予算の関係で採用されない場合がありますので、ご了解のうえ申し込んでください。

1. 申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、留年（休学によるものは除く）、留学に相当する間は申込みできません。過去に第一種奨学金を受けたことがある人は、5ページ「(3) 貸与期間」を参照してください。

また、外国籍の人は申込資格が無い場合がありますので、必ず学校に確認してください。

2. 申込基準

(1) 学力基準

区分	第一種奨学金	第二種奨学金
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる人	①大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人
博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程	大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められる人	①大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人

(2) 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の平成24年分（1～12月）の収入金額が、収入基準額以下であることが必要です。

なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の〔参考〕給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

収入基準額					
第一種奨学金（※）		第二種奨学金		併用（第一種・第二種）	
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬学課程
(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	(万円)
374	425	536	718	284	299

※第一種奨学金については、収入基準額を超えても採用される場合がありますので、学校に確認してください。

〔参考〕給与所得の控除額（配偶者のみ）

年間収入金額（税込）	控除額
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額である。)	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

※配偶者の給与所得の控除については、インターネットによる奨学金申込画面に入力すると自動計算となりますので、必ず税込の年収金額を入力してください。

3. 保証制度の選択

保証には、「人的保証制度」と「機関保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が選択します。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。

なお、併願または併用貸与を希望する場合は、第一種奨学金と第二種奨学金との間で異なる保証制度を選択することはできません。

(1) 人的保証制度

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自ら依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。必ず事前に、連帯保証人及び保証人となる人から引き受けることの承諾を得てください。＜必要な書類を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。＞事前に承諾を得る際に、書類提出の可否を確認してください。なお、連帯保証人及び保証人に、未成年や学生等保証能力のない人は認められません。

①連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。
原則として父または母。父母がいない等の場合には兄弟姉妹・おじ・おば等、4親等以内の成年親族（本人の配偶者を除く）。
本人が未成年の場合は親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）を選任します。また、本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。
なお、上記条件に該当している方でも、債務整理（破産等）中の場合は認められません。

②保証人

奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する人です。
父母と本人の配偶者を除く、4親等以内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、本人及び連帯保証人と別生計の人。やむを得ない場合を除き、申込時に65歳未満の人。また、本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。
なお、上記条件に該当している方でも、債務整理（破産等）中の場合は認められません。

（注1）連帯保証人・保証人ともに「返還誓約書」提出時に印鑑登録証明書等の添付が必要です。12ページの「(2) 人的保証制度を選んだ人」を参照してください。

（注2）連帯保証人・保証人ともに上記以外の人を選任する場合は、返還を確実に保証できる人にしてください。また、「返還誓約書」提出時に（注1）の書類に加えて「返還保証書」及び資産等に関する証明書の提出が必要となります。

(2) 機関保証制度（23ページ **資料5** 参照）

保証機関（協会）の連帯保証を受ける制度です。協会に保証料の支払いが必要です。連帯保証人・保証人の届出は不要ですが、「本人以外の連絡先」（機構が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号等を照会できる人）を届け出る必要があります。あらかじめ連絡先となる人には役割をよく説明し、事前に承諾を得てください。

保証料を支払っているから返還しなくてもよいということではありません。奨学金の貸与を受けた本人に返還の義務があります。

(3) 選択時期

保証制度は、申込時に選択して届け出ます。

同時に、人的保証を選択した場合は連帯保証人及び保証人の氏名等の届出を、また機関保証を選択した場合は「本人以外の連絡先」の届出を行います。

選択した保証制度、届け出た連帯保証人・保証人は原則として変更できません。

人的保証を選択した場合は、採用時に提出しなければならない書類（提出しない場合には採用が取り消されます）に連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）、「印鑑登録証明書」等の提出が必要です。この段階になって連帯保証人等から断られることのないように、申込みの時点から依頼する予定の人によく説明をして承諾を得ておいてください。

4. 機関保証制度について

(1) 機関保証と返還

機関保証に加入し保証料を支払っている場合でも、奨学金は貸与を受けた本人が返還しなければなりません。

保証機関が本人に代わって返済した場合、保証機関は本人にその分（奨学金の未返済額）及び延滞金等を一括して請求します。

また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

日本国際教育支援協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）もご覧ください。

(2) 保証の範囲と保証の期間

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与中及び返還中です。1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者には、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」で保証料をお知らせします。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

保証料月額は、24ページ [資料6] を参照してください。

(4) 保証料の返戻

保証委託契約を締結した奨学生で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を協会からお返しする場合があります。

- ①全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- ②一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または返還金自動引落とし口座です。

ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方へ支払います。

(5) 保証機関による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後、機構からの請求によって協会が本人に代り機構へ債務を弁済します。このことを「代位弁済」といいます。

協会が代位弁済を行った後は、協会に対して原則一括で代位弁済額を返済していただくこととなります。

また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。

なお、特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することとなります。

注 意

- 機関保証から人的保証への変更はできません。
- 人的保証から機関保証への変更については、連帯保証人または保証人が死亡・破産等やむを得ない事情により変更を行う必要が生じた場合で、代わりの連帯保証人または保証人を選任することが困難なときは変更することができます。ただし、「返還誓約書」を学校へ提出した後に限ります。変更する場合は貸与始期に遡り、一括による保証料の支払いが必要となります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

5. 利率の算定方法の選択

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、利率の算定方法を選択します。利率の算定方法には、「利率固定方式」と「利率見直し方式」の2つがあり、申込時にどちらか一方を選択します。詳しくは20ページの [資料3] をご覧ください。

6. 個人信用情報機関の利用と登録等についての同意

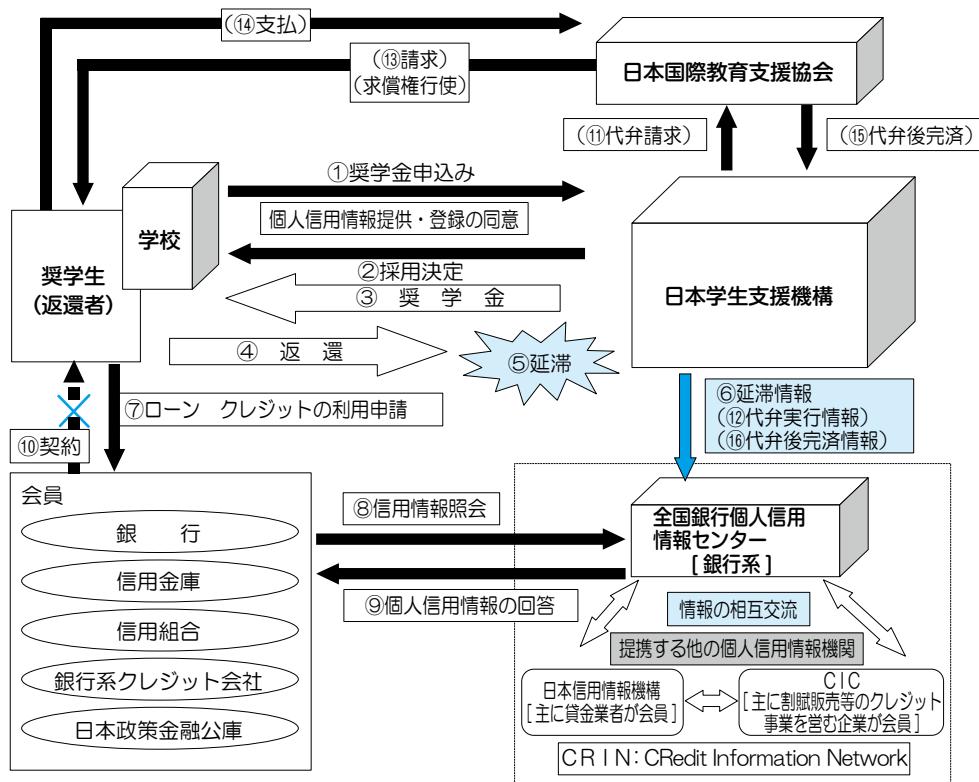
奨学金申込時に、「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。この同意書の提出がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。本同意条項については27ページ[資料8]をご覧ください。

- ①新規返還者については、返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます（6ヶ月経過以降は延滞3ヶ月になった時点）。
- ②奨学金の貸与者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- ③一度、登録されると、その後の返還情報（返還・延滞等）も登録され、返還完了後も5年間は登録されます。
- ④個人信用情報機関に延滞や代位弁済の情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローンや自動車ローンなどの各種ローンが組めなくなる場合があります。

* 個人信用情報機関とは…

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関の活用の仕組み】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生（返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上。6ヶ月経過後以降は、延滞3ヶ月になった時点）
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者（個人信用情報機関に延滞者として登録中）がクレジットカードの利用申請～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済実行～代位弁済実行後完済）

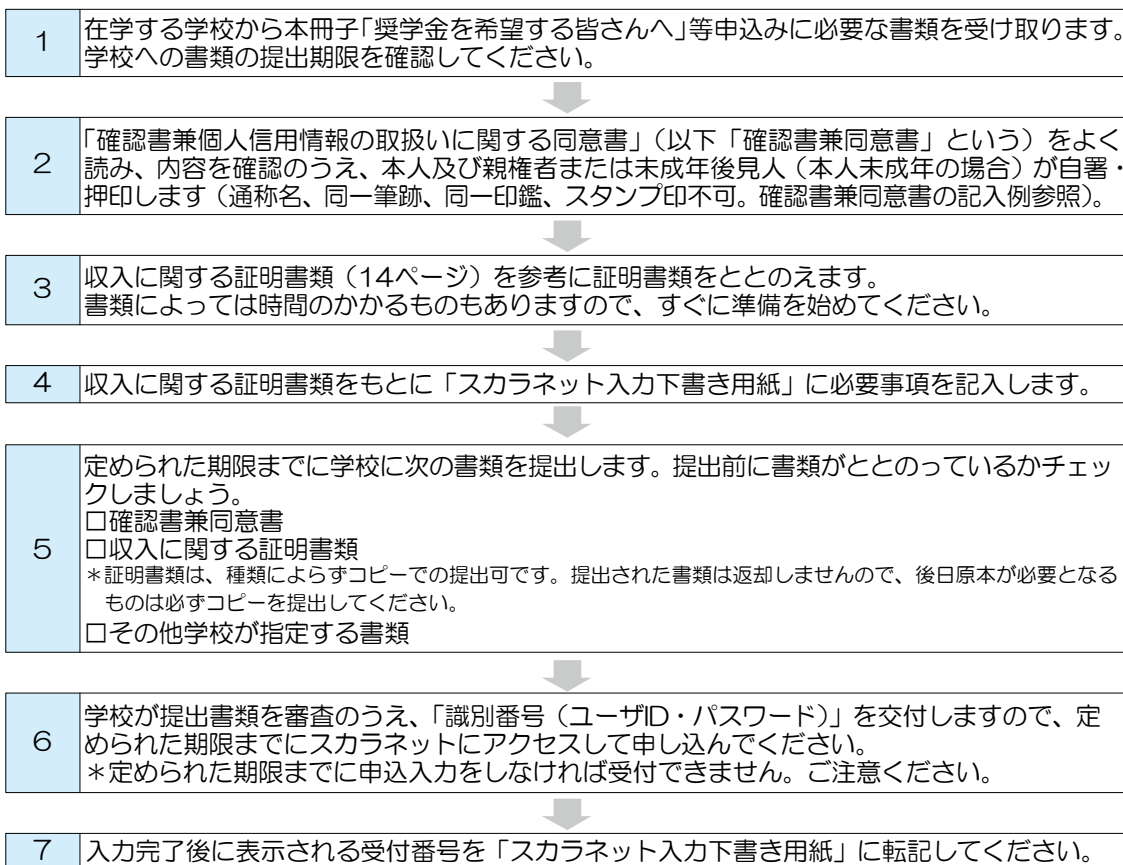
- ⑪代位弁済請求
- ⑫個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑬協会から返還者への請求
- ⑭返還者から協会への支払
- ⑮完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ
- ⑯機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ

第2部 申込みから返還までの流れ

申込みは、奨学金を希望する人が、インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページにアクセスし、必要事項を入力して行います。このことを「スカラネットによって申し込む」といいます。以下のことをよく読んで、間違わずに申込み・その他の手続きを行ってください。

I. 申込手順

- 申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。
- スカラネットによって申込みを行います（16 ページ参照）。



II. 採用時の手続き

申込み後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

1. 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は学校に確認してください）。採用されなかった場合、申込書類等は返却しません。学校または機構が責任をもって廃棄します。

2. 「奨学生証」・「返還誓約書」等の交付

①「奨学生証」、②「返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）、③「奨学生のしおり」、④「保証依頼書（兼保証委託契約書）」（機関保証制度選択者のみ）が学校を通じて交付され、4月から7月のいずれかの月に本人名義の口座に初回の奨学金が振り込まれます。

（注1）振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることとなります。

（注2）第二種奨学金については、希望した貸与始期が8月または9月の場合、初回振込みは8月または9月になります。

3. 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が審査・受理して採用が確定します。「返還誓約書」を学校が定めた期限までに提出してください。その際に返還誓約書上で「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを選択してください。期限までに提出がない場合は、振込済みの奨学金を全額機構に返戻し、採用取消となります。

(1) 割賦方法の選択

月賦返還、併用返還の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。

ア 月賦返還…借用金額に基づき機構が算出する割賦金及び返還回数により、毎月引き落とします。

イ 併用返還…借用金額を二分して月賦分と半年賦分とし、月賦分は上記アの方法で、半年賦分は6ヶ月ごと（1月と7月）に引き落とします。よって1月と7月は他の月の約7倍の引き落とし金額となります。

なお、「返還誓約書」で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 人的保証制度を選んだ人

本人、連帯保証人及び保証人の自署・押印（未成年者は、加えて親権者または未成年後見人の自署・押印）と、次の書類の添付が必要です。

①市町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）

②連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）及び「収入に関する証明書」（コピー可）

③保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）

（連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選任する場合は、加えて「返還保証書」及び資産等に関する証明書）

(3) 機関保証制度を選んだ人

本人の自署・押印（未成年者は、加えて親権者または未成年後見人の自署・押印及び「本人以外の連絡先」の人の自署）と、次の書類の添付が必要です。

①市町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）

②保証依頼書（兼保証委託契約書）

（注）「住民票」及び「印鑑登録証明書」は、学校への提出日より遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

Ⅲ. 貸与を受けている間の注意事項

奨学生に採用された後は、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。

1. 在学中は、学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、学校からの呼び出しには必ず応じてください。
2. 貸与期間中は、毎年1回学校を通じて「貸与額通知書」を交付します。記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を（人的保証制度を選んだ人は連帯保証人・保証人とともに、また機関保証制度を選んだ人は保護者（父、母、未成年後見人等）とともに）確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直してください。その上で、「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出する必要があります。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。「奨学金継続願」の未提出、学業成績不振の場合は、奨学金は廃止されます。
3. 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。
4. 貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。
5. 学校から渡された「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解するようにしてください。

IV. 貸与終了後の返還

1. 貸与終了時の手続き

金融機関の窓口で口座振替（機構ではこれを「リレー口座」と呼びます）の加入手続きを行い、加入手続き後「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

2. 奨学金の返還

奨学金の返還は、リレー口座により、「返還誓約書」を記入するときに選択した「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のいずれかによって行われます。口座振替日は毎月27日です。

なお、初回振替は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の27日です（例：3月貸与終了の場合の初回振替10月27日）。

(1) 奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。また、人的保証の場合は、連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続きを行います。法的手続きを行った場合、その手続き費用も併せてお支払いいただきます。機関保証の場合は、23ページ [\[資料5\]](#) の「2. 延滞が発生した場合」を参照してください。

(注) 期限の利益を剥奪された場合は、剥奪前の割賦払いは認められず、返還期日未到来分を含めて元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求されます。

(2) 貸与終了後に引き続き在学（または進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって①返還期間を延長し、1回あたりの返還額の減額、または②返還の期限の猶予を認められることがあります。なお、願い出には①②とも証明書の提出が必要です。

(3) 大学院の第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部または一部が免除される（特に優れた業績による返還免除）制度があります。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価します。免除の申請は希望者が行うものですが、学校長の推薦が必要となりますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 大学院の第一種奨学金は、「所得連動返還型無利子奨学金」制度の対象外です。

第3部 申込みにあたって

11ページ「申込手順」で、全体的な流れを確認のうえ、申込手続きを行ってください。

I. 提出書類【提出のない人は申込みができません。】

1. 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の記載内容（個人情報情報の取扱いに関する同意条項を含む）をよく読み、内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が自署・押印をして、必要な書類を添付して提出してください。

（注）個人情報情報機関については、10、27ページを参照してください。

2. 収入に関する証明書類（平成24年1月～12月分・コピー可）

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類を提出してください。

(1) 収入の種類と入力すべき金額

	該当する主な収入	入力すべき収入金額	注意事項
定職	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成24年分源泉徴収票」の支払金額	給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
		給与所得者以外（個人事業主等）は「平成24年分所得税の確定申告書（控）」の「所得金額」、または市町村発行の「平成24年分市県民税申告書（控）」の「所得金額」	
アルバイト	定職以外の報酬	複数の支払い元がある場合は、報酬の合計金額	宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間を入力してください。
父母等からの給付額	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅通学者は食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人または本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなして構いません。
		自宅外通学者は金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	
奨学金	1年間に受けたすべての給付・賞与奨学金	1年間の奨学金の合計額	現在申込中のものは除きます。
その他の収入	上記いずれかにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付金・児童扶養手当等の受給額、預貯金額の合計額	転職・退職等した場合、預貯金からの取り崩しのみで生活をしている場合等の合計額を入力してください。

（注1）定職やアルバイト等収入がなく、預貯金の取り崩しで生活をしている場合は、「その他」に取り崩した預貯金額を入力してください。

（注2）父母等と同居していて、本人の日常生活を営む上でかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母給付」欄に入力してください。

（注3）収入の合計金額を「0」万円とする等、学費、生活費を支えるのに不十分な金額とはしないでください。

(2) 証明書類

平成24年1月～12月の証明書類	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）の写し（給与所得者以外） *確定申告書（控）の写しに受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書も必要 *電子申告を行った場合は、申告内容確認票の写し（受信通知または即時通知を添付）
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書 等
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類の写し
	その他	当該収入を証明できる書類
上記以外に平成25年の証明書類も併せて提出が必要な場合	転・退職などで収入に変動がある場合	月収証明書・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 当該収入を証明できる書類（奨学金・その他の収入がある場合）

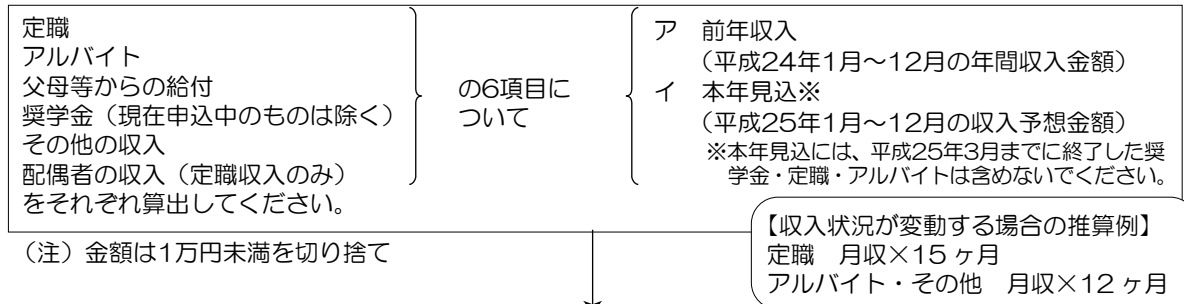
3. その他学校が指定する書類

学校の指示に従ってください。

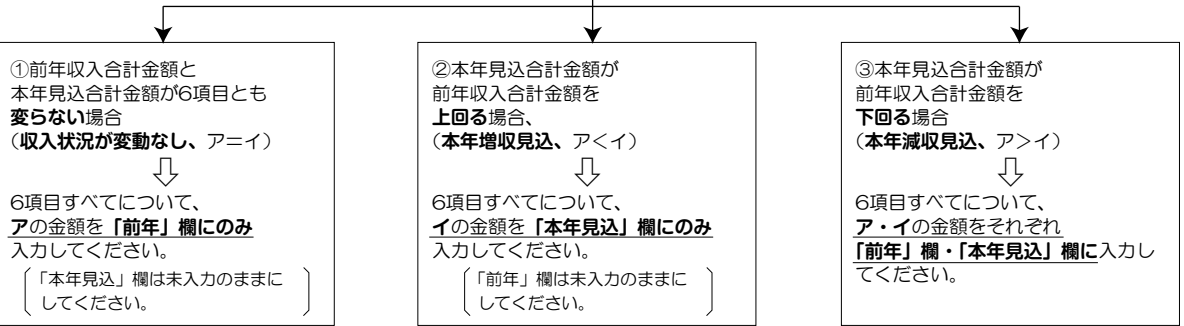
Ⅱ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」⑥ページ「ーあなたの所得情報」の記入について説明します。
 「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況（所得情報）を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」



ア 前年収入、イ 本年見込 のそれぞれについて、6項目の合計金額を算出し、比較してください。



実際の入力イメージ

	勤務先	職業	収入金額（年額・税込）		就労時間 本年見込
			前年	本年見込	
定職	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
アルバイト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	週当たり <input type="text"/> 時間
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
父母等からの給付額			<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
奨学金（現在申込中のものは除く）			<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
その他の収入(内容)（全角20文字以内）	<input type="text"/>		<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	

配偶者（定職収入のみ）					
給与所得の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
給与所得以外の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	

計			ア <input type="text"/> 万円	イ <input type="text"/> 万円	
---	--	--	---------------------------	---------------------------	--

①の場合は 左列のみ入力 ②の場合は 右列のみ入力
 ③の場合は両方の列に入力

（注1）各項目のうち「0万円」の場合は何も入力しない（「0」も入力しない）。
 （注2）勤務先の記入欄→勤務先が複数あり、所定の欄数で足りない場合は、最終欄に全ての勤務先を書き込みます。収入金額についても合計額を記入してください。
 （注3）就労時間（週当たり）→アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働時間の記入が必要となります。

Ⅲ. スカラネットによる申込み

学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください。送信した申込内容は、原則として変更できません。

「スカラネット」の動作確認済環境は、以下のとおりです。

- ・OS：Windows XP Service Pack 3、Windows Vista、Windows 7（すべて32ビット版）
 - ・ブラウザ：Internet Explorer 6.0 Service Pack 3（暗号強度128ビット）、Internet Explorer 7.0（暗号強度128ビット）、Internet Explorer 8.0（暗号強度128ビット）
- （注1）携帯電話やスマートフォンには対応しておりません。
（注2）Windows OSの64ビット版、及びアップル社が販売しているMac OS/Mac OS Xを搭載するコンピュータ（iPadを含みます）については未確認です。

スカラネット（インターネット）申込みを行う前にチェックしましょう！

- 保証制度は、どちらを選びますか？
- 人的保証を選択する人は、連帯保証人、保証人から事前に承諾を得ていますか？
- 機関保証を選択する人は、「本人以外の人の連絡先」となる人を決めていますか？
また事前にその人の承諾を得ていますか？
- あなたの住民票に記載された住所を確認しましたか？
- 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、利率の算定方法を決めましたか？
- 奨学金を振込む金融機関の口座名義人は、あなた本人の名義ですか？ また、口座番号に間違いがないことを確認しましたか？
- 学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受け取りましたか？

1. スカラネット入力に関する注意事項

- (1) スペース、半角のカタカナ、全角の英数字は認識されませんので、入力しないでください。
また、申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 19ページ「資料1」を参照してください。
- (4) その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

2. スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

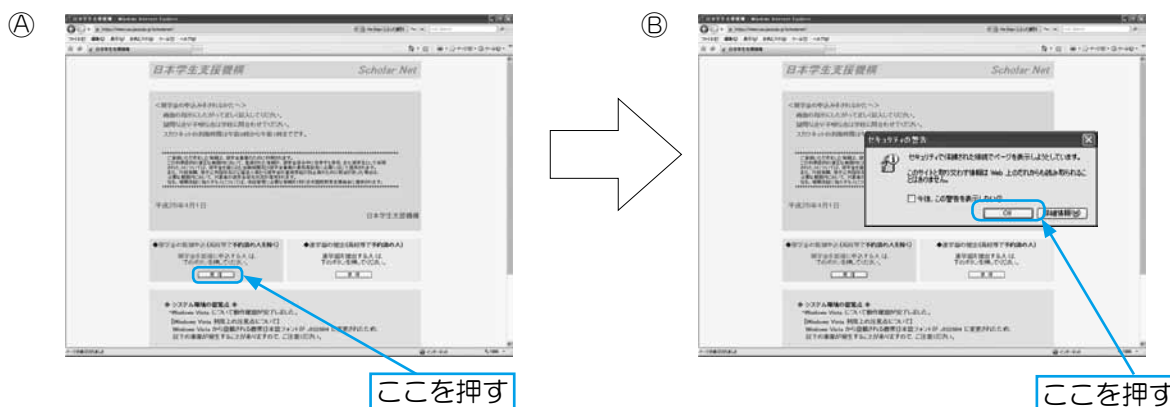
(1) ホームページアドレス（URL）の入力

- ① 次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセス（接続）すると画面④が表示されます。

<http://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）

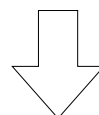
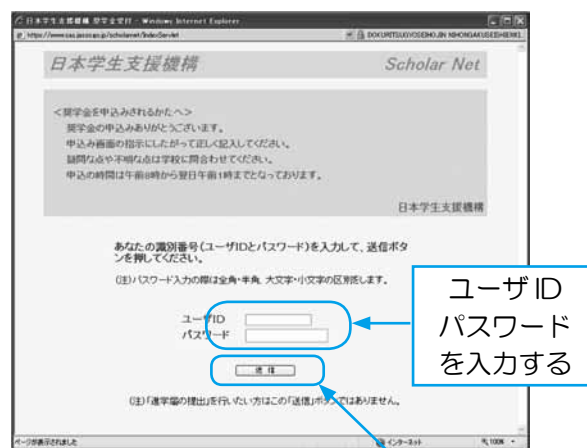
※最終締切日の受付時間は8：00～24：00となります。



- ② 画面④の「◆奨学金の新規申込（高校等で予約済の人は除く）」の「送信」ボタンを押してください。
- ③ 画面⑤のように「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は「OK」ボタンを押してください。次の画面に進みます。

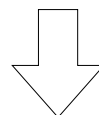
(2) 識別番号の入力

- ① 識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。「ユーザID」は8桁の数字です。「パスワード」は入力すると*で表示されます。
※「パスワード」確認
「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。
- ② 識別番号の入力が終わったら、画面下の「送信」ボタンを押してください。
- ③ 次の画面に進みます。



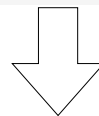
(3) 確認書の提出状況の入力

- 「提出しました」を選択し、「規定等を表示」ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されますので、内容を確認してから「送信」ボタンを押して次の画面に進みます（規定等が記載された画面は、画面右上「×」ボタンを押して閉じてください）。
- もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。



(4) 奨学金学種（学校）の選択

- 該当する課程を選択して次の画面に進みます。



(5) 申し込む奨学金の選択

- 学校の指示に従ってください。通常は右画面の「(2) 定期採用」を選択します。「緊急採用・応急採用」は(3)です。(1)～(4)の入り口を間違えると選考の対象になりませんので、ご注意ください。



これより先は「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を、画面の指示に従って、入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、送信ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

(6) 「奨学金申込情報一覧」 (申込内容の確認・訂正)

各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、右上の強制終了ボタン「×」で入力を中止し、確認後に再度初めから入力をやり直してください。

The screenshot shows the '奨学金申込情報一覧' (Scholarship Application Information Summary) page. It includes sections for:

- あなたの入力した学籍(学生証)番号は12345678です。** (Your entered student ID number is 12345678.)
- 奨学金申込情報一覧** (Scholarship Application Information Summary)
- 確認書の提出** (Submission of Confirmation Sheet)
- B-誓約欄** (B-Commitment Section) with fields for name and school.
- C-保証制度** (C-Guarantee System) with a dropdown for guarantee type.
- D-あなたの居住地者情報** (D-Your Residence Information) with fields for gender, birth date, address, phone numbers, and income.
- E-あなたの研究情報** (E-Your Research Information) with fields for research subject and purpose.
- F-家族事情情報** (F-Family Situation Information) with a field for family matters.

 A '送信' (Send) button is visible at the bottom right of the form area.

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。

全項目の確認を終え、送信ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

※この画面はイメージになります

(8) 申込画面の終了

The screenshot shows the completion screen of the application. It contains a large block of text providing instructions and information. A red circle highlights the '×' button in the top right corner, which is used to force-end the application process.

「×」を押して画面を終了してください。

(7) あなたの受付番号

The screenshot shows the completion screen with the received application number displayed:

奨学金の申込をいただきありがとうございます。
あなたの受付番号は**10999001-206-00001**です。
受付番号は問合せの際に必要となります。
メモを取って大切に保管してください。

「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日、及び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

IV. 関係資料等

資料1 スカラネットの文字入力と奨学金申込情報について

1. 文字入力

(1) 旧字体や複雑な文字の入力

「崎」、「高」、「吉」、「濱」、「栞」、「柳」などの文字は、システム上表示することが出来ません。該当する文字の新字体「崎」、「高」、「吉」、「浜」、「桑」、「柳」などで入力してください。新字体が無い場合は、カタカナで入力してください。

カタカナの「ㇿ」はシステム上表示することができません。「ㇿ」と入力しても「オ」と読みかえることとなります。

(2) 外国人氏名の入力

- ①ミドルネームは、名につなげて入力してください。
- ②氏名（漢字）（カナ）欄は、カタカナで入力してください。
- ③氏名（漢字）姓・名各5文字、氏名（カナ）姓・名各15文字まで入力できますが、制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください（名前が途中で切れても構いません）。

2. 奨学金申込情報

奨学金を申し込むにあたり、スカラネットには奨学金申込情報として奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）の選択方法が以下のとおり表示されます。事前に希望する選択方法を決めておく必要があります。

スカラネット E-奨学金申込情報の表示	解 説
(1) 第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種 第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種 第2希望：第二種 第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
(3) 第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第二種 第一種奨学金の基準に該当しない。または第一種奨学金を希望しない。
(4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。
(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望する（第二種奨学金のみの貸与は希望しない）。
(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第3希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する（第一種奨学金のみの貸与は希望しない）。
(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。 ※第二種の奨学生番号の入力が必須。
(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。 ※第一種の奨学生番号の入力が必須。
(10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。 ※第一種の奨学生番号を入力。
(11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金の貸与を希望する。 ※第二種の奨学生番号を入力。

(注1) 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与を受けることです。

(注2) (6) (7) を希望する人は、併用が不採用になった場合を想定して第二種奨学金の月額を選択してください。採用後、貸与月額が高過ぎた場合は減額手続きができます。

(注3) (8) ~ (11) を希望し、不採用となった場合でも、それにより貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。

(注4) 緊急・応急採用を申し込む場合は、(1) (3) (4) (10) (11) の中から希望する1つを選んでください。

資料2 入学時特別増額貸与奨学金について

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)または(2)のいずれかを満たす必要があります。

(1) 奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円以下の人。

(2) 上記(1)以外の人で下記の書類を提出した人(第一種奨学金は①～③、第二種奨学金は①～④が必要)。

①「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」

②日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書(お客さま控え)」のコピー

③融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

④「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」

①、④の書類は学校で受け取ってください。

(注1) ③の通知文は、公庫が定める申込みの要件(借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること、借入申込金額が300万円を超えないこと、使途が教育資金であること、保護者等による申込みであること等)を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた方、または公庫が定める要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

(注2) 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込む場合(公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない)は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。

(注3) 「国の教育ローン」の申込手続きの時期によっては、入学時特別増額貸与奨学金を初回振込時に送金できない場合があります。

(注4) 人的保証制度を選択した人は、④の書類に連帯保証人及び保証人の自署・押印(実印)と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。

資料3 第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を含む)の利率の算定方法

1. 利率算定方法選択制について

(1) か (2) のいずれか一方を選択します。

(1) 利率固定方式

返還完了まで、貸与終了時に決定した利率(貸与終了時における、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下「財投」という)の利率)が適用されます。将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下「債券」という)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

(2) 利率見直し方式

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

貸与終了時には、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後、返還期間中のおおむね5年ごと(減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く)に、各時点の財投の利率が適用されます。

(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

2. 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も貸与期間が終了する年度の一定期間前まで変更することができます。「第二種奨学金利率の算定方法変更届」(所定の用紙)を学校を通じて提出してください。人的保証の人は、連帯保証人と保証人の自署・押印(実印)、「印鑑登録証明書」が必要です。

この変更期限は年度によって異なります。貸与が終了する年度の4月以降、学校へ問い合わせてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の2～3ヶ月前までに学校を通じて変更の手続きをしてください。

☆以下の場合は、利率の算定方法を変更できません。

- ①振込保留中もしくは休・停止中の場合
- ②貸与期間が終了している場合
- ③第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合（入学時特別増額貸与奨学金は原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率及び利率の算定方法が確定するため）

3. 増額貸与利率の算定方法

①法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の返還利率は、基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
 増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財投の利率が3.1%を超える場合は、財投の利率が適用されます）。

資料4 奨学金の返還（月賦返還の例）

機構の奨学金は貸与であり、返還の義務があります。

貸与月額が増えると返還総額も増えます。返還額や返還回数にも影響します。下記の月賦返還の例（貸与月額ごとの貸与終了後の返還総額、月賦返還額、返還回数）を参考として、返還する義務があることを十分自覚したうえで、申込みをしてください。

1. 第一種奨学金

◆第一種奨学金 平成25年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	月賦返還額	返還回数（期間）
修士課程	88,000円	24ヶ月	2,112,000円	12,571円	168回（14年）
	50,000円	24ヶ月	1,200,000円	8,333円	144回（12年）
	88,000円	36ヶ月	3,168,000円	14,666円	216回（18年）
	50,000円	36ヶ月	1,800,000円	11,538円	156回（13年）
博士課程	122,000円	36ヶ月	4,392,000円	18,300円	240回（20年）
		48ヶ月	5,856,000円	24,400円	240回（20年）
	80,000円	36ヶ月	2,880,000円	15,000円	192回（16年）
		48ヶ月	3,840,000円	16,000円	240回（20年）

2. 第二種奨学金

◆第二種奨学金

利率：3.0%と仮定した場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額（元金+利息）	月賦返還額	返還回数（期間）
50,000円	24ヶ月	1,200,000円	1,448,002円	10,055円	144回（12年）
	36ヶ月	1,800,000円	2,202,404円	14,117円	156回（13年）
80,000円	24ヶ月	1,920,000円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	36ヶ月	2,880,000円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
100,000円	24ヶ月	2,400,000円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	36ヶ月	3,600,000円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
130,000円	24ヶ月	3,120,000円	4,087,467円	18,923円	216回（18年）
	36ヶ月	4,680,000円	6,297,973円	26,242円	240回（20年）
150,000円	24ヶ月	3,600,000円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	36ヶ月	5,400,000円	7,266,917円	30,279円	240回（20年）

◆第二種奨学金 法科大学院で増額貸与を受けた場合

利率：基本部分3.0%、増額部分3.2%と仮定した場合

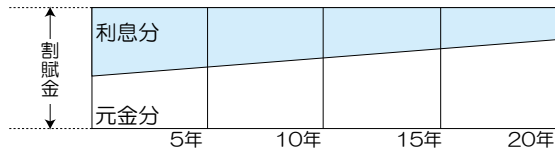
貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額（元金+利息）	月賦返還額	返還回数（期間）
190,000円	24ヶ月	4,560,000円	6,160,586円	25,668円	240回（20年）
	36ヶ月	6,840,000円	9,240,909円	38,503円	240回（20年）
220,000円	24ヶ月	5,280,000円	7,147,526円	29,781円	240回（20年）
	36ヶ月	7,920,000円	10,721,397円	44,672円	240回（20年）

（注）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

3. 元利均等返還について

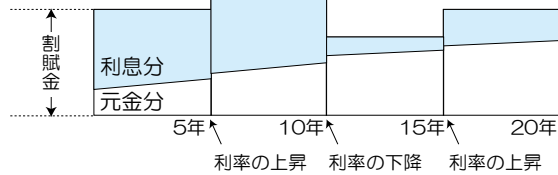
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減します。



(注1) 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

(注2) 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

4. 奨学金貸与額別の返還額等の試算について

機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができます。ご利用ください。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

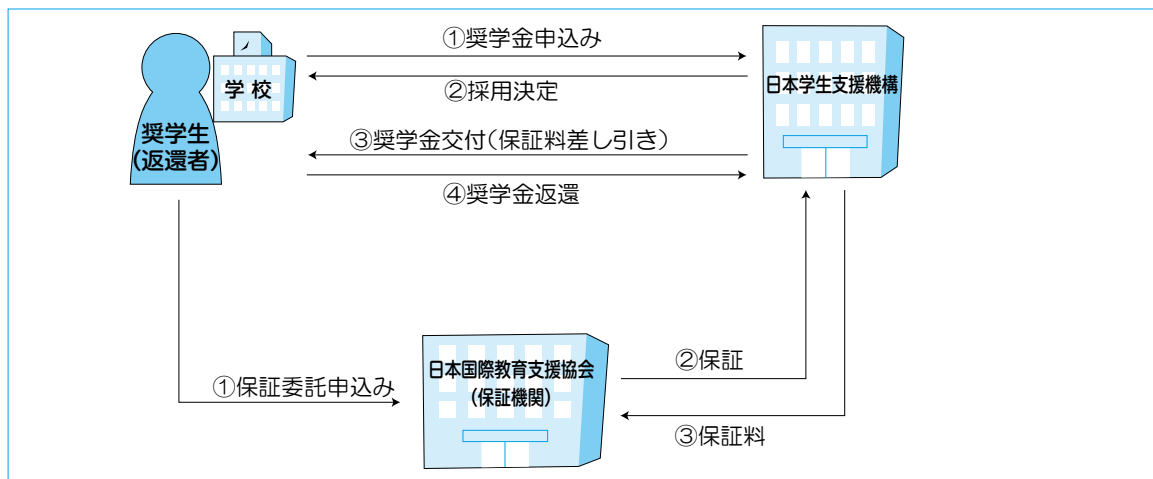
下図は簡易シミュレーションによる画面です。併用貸与を希望する場合または併用返還を希望する場合は詳細シミュレーション画面で試算してください。

◇ 条件を変更して何度でも試算できます。

◇ 印刷ボタンで印刷しておくと便利です。

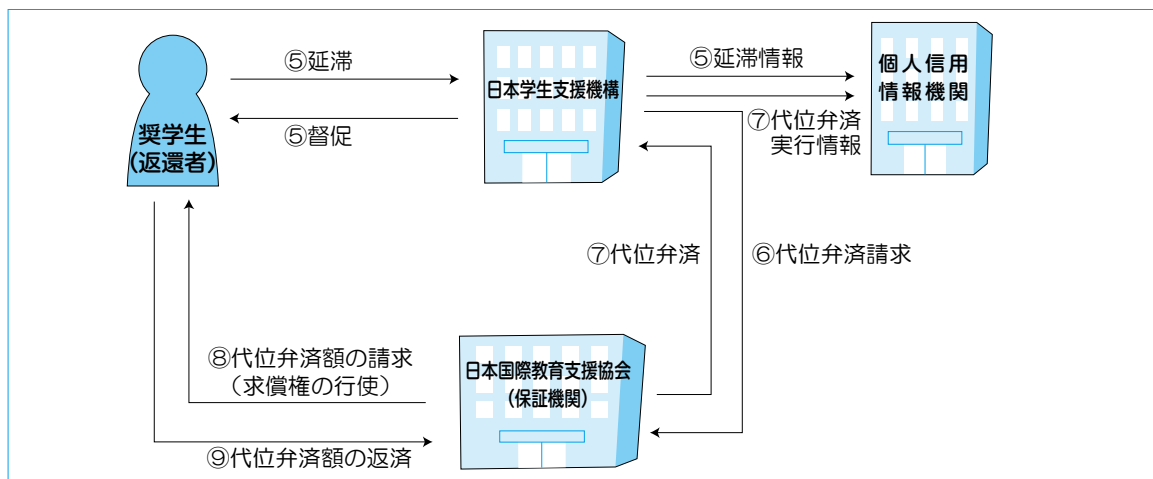
資料5 機関保証制度の仕組み

1. 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① 本人が機構に奨学金を申し込みます。同時に協会に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

2. 延滞が発生した場合



- ⑤ 奨学生であった者(返還者)が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。また、延滞情報が個人情報機関に登録されます。
- ⑥ 督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行(代位弁済)請求を行います。
- ⑦ 協会が奨学生であった者(返還者)に代わって機構に代位弁済します。代位弁済実行情報が個人情報機関に登録されます。
- ⑧ 協会が奨学生であった者(返還者)に代位弁済額の返済を請求します(求償権の行使)。
- ⑨ 奨学生であった者(返還者)は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。
また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。

機関保証制度の詳細については、26ページ **資料7** を参照してください。

資料6 機関保証制度の保証料（目安）

1. 第一種奨学金

区 分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）	
大学院	修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	24	88,000	2,112,000	168	3,593
			50,000	1,200,000	144	1,785
	専門職大学院の課程 （3年課程）	36	88,000	3,168,000	216	4,380
			50,000	1,800,000	156	1,886
	博士・博士後期課程	36	122,000	4,392,000	240	6,623
			80,000	2,880,000	192	3,607
	博士医・歯・獣医・薬学課程	48	122,000	5,856,000	240	6,523
			80,000	3,840,000	240	4,277

（注）一貫制博士課程は、修士・博士前期課程、博士・博士後期課程に準じます。

区 分	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,038
	200,000	1	200,000	72	4,036
	300,000	1	300,000	84	7,017
	400,000	1	400,000	120	13,124
	500,000	1	500,000	120	16,405

2. 第二種奨学金

区 分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学院全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,884
		36	1,800,000	156	1,999
		48	2,400,000	180	2,246
		60	3,000,000	204	2,478
	80,000	24	1,920,000	156	3,247
		36	2,880,000	192	3,869
		48	3,840,000	240	4,657
		60	4,800,000	240	4,586
	100,000	24	2,400,000	180	4,630
		36	3,600,000	240	5,911
		48	4,800,000	240	5,822
		60	6,000,000	240	5,733
	130,000	24	3,120,000	216	7,101
		36	4,680,000	240	7,684
		48	6,240,000	240	7,568
		60	7,800,000	240	7,452
	150,000	24	3,600,000	240	9,001
		36	5,400,000	240	8,866
		48	7,200,000	240	8,733
		60	9,000,000	240	8,599
	190,000 （15+4万）	24	4,560,000	240	11,415
		36	6,840,000	240	11,244
	220,000 （15+7万）	24	5,280,000	240	13,226
		36	7,920,000	240	13,026

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円または7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

3. 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区 分	入 学 時 特 別 増 額 貸 与 額(円)	貸 与 月 額 (円)	貸 与 期 間 (月)	貸 与 総 額 (円)	返 還 回 数 (月)	保 証 料 月 額 (円)	入 学 時 特 別 増 額 分 の 保 証 料 額(円)
大 学 院 全 課 程	300,000	50,000	24	1,500,000	156	2,031	12,186
			36	2,100,000	180	2,281	13,689
			48	2,700,000	180	2,247	13,482
			60	3,300,000	228	2,740	16,440
		80,000	24	2,220,000	168	3,479	13,047
			36	3,180,000	216	4,306	16,149
			48	4,140,000	240	4,659	17,472
			60	5,100,000	240	4,588	17,205
		100,000	24	2,700,000	180	4,632	13,896
			36	3,900,000	240	5,913	17,739
			48	5,100,000	240	5,823	17,469
			60	6,300,000	240	5,735	17,205
		130,000	24	3,420,000	240	7,805	18,012
			36	4,980,000	240	7,686	17,739
			48	6,540,000	240	7,569	17,469
			60	8,100,000	240	7,454	17,202
		150,000	24	3,900,000	240	9,006	18,012
			36	5,700,000	240	8,869	17,739
			48	7,500,000	240	8,734	17,469
			60	9,300,000	240	8,601	17,202
		190,000 (15+4万)	24	4,860,000	240	11,419	18,030
			36	7,140,000	240	11,246	17,757
		220,000 (15+7万)	24	5,580,000	240	13,228	18,039
			36	8,220,000	240	13,028	17,766

(注) ここでは、「入学時特別増額貸与奨学金」を「入学時特別増額」と表記しています。

(特記事項)

- ①この保証料は、基本月額に係る貸与利率については上限である3.0%、増額部分の利率は3.2%で貸与された場合のものであり、目安です。
あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ②保証料は、機構が原則毎月の奨学金から差し引いて徴収し、保証機関である協会に支払います。
- ③入学時特別増額分の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款
(平成24年1月4日制定)

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会は、この保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協

会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要性を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成25年1月現在で作成してありますが、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おき下さい。

資料8 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が遅れた後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、遅れた後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合は、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不届の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html> 電話 03-3214-5020

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp> 電話 0120-441-481

・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp> 電話 0120-810-414

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

※全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

ホームページ と モバイルサイトについて

☆日本学生支援機構と奨学生のみなさんとの連絡は学校を通して行われますが、機構のホームページにおいても、随時情報を提供しています。

☆モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日などの情報を掲載したメールマガジンも配信していますのでぜひご登録ください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス

<http://daigakuja.jp/jasso/>



スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.sas.jasso.go.jp/>) へ接続してください。

【申込情報の保護について】

インターネットを通じて申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとっており、スカラネット利用の情報保護については万全の対策を講じています。

☆「スカラネット」上におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上で電子データ授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※(日本ベリサイン社)に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」(セキュア・ソケット・レイヤー、暗号通信)方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。